徳島県環境学習推進方針

～とくしま環境 学びプラン～

平成17年12月

徳　島　県

目　次

第１　はじめに---1

１　推進方針策定の趣旨---1
２　推進方針の性格---2

第２　環境学習をめぐる動き---3

１　世界・国の動き---3
２　徳島県の動き---4

第３　目指すもの---5

１　目指す姿---5
２　学ぶべきこと---6
３　取り組み姿勢---7

第４　施策の方向---9

１　重点分野の取り組み---9
１）「ごみ」問題に関する環境学習---１０
２）「生きもの」に関する環境学習---１１
３）「水環境」に関する環境学習---１２
４）「太陽(エネルギー・地球温暖化)」に関する環境学習---１３
２　横断的取り組み---１４
１）場づくり---１４
２）人づくり---１６
３）システムづくり---１８

第５　推進に向けて---２０

１　徳島県の取り組み---２０
２　各主体ごとの役割---２１

■推進方針の体系---２２

第１ はじめに

１ 推進方針策定の趣旨

○ 廃棄物や地球温暖化など、今日の環境問題は、私たちの日常生活や通常の事業活動に起因するとともに、様々な環境問題が相互に関連し合って生じています。
　このような課題を解決し、自然と共生する持続可能な循環型の社会を実現するためには、従来の大量生産･大量消費･大量廃棄型の社会経済システムや生活様式、さらにはこの根幹をなす｢価値観｣の早急な転換が求められています。

　このため、一人ひとりが様々な環境問題に関心を持ち、これを総合的にとらえ、正しく理解し､自らの生活や活動において環境への負荷の低減に自主的・積極的に取り組むとともに、環境活動(環境を保全・創造する活動のこと。以下同様。)にも参加することが必要です。

○ こうしたことから、国においては｢環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律｣(環境保全活動・環境教育推進法)が制定され、平成16年9月には、取り組みの基本的な方向や実施すべき施策の基本的な方針を示す､国の｢基本方針｣が策定されています。

○ 徳島県では、県政全般の基本方針であるオンリーワン徳島行動計画や、本県の環境に関する将来像を示し、その実現に向けた基本的な目標や方策を明らかにした環境基本計画において、「環境首都とくしま」の実現を掲げ、県民を挙げて、環境の保全・創造の取り組みを進めています。

　このような取り組みを着実に広げていくためには、環境をよくしようと主体的に行動する県民をひとりでも多く育成することが必要であり、その手段としての｢環境学習｣(環境教育･環境学習のこと。以下同様。)の重要性が、今後ますます増大するものと考えられます。

　環境学習については、今日、県などの行政において、様々な取り組みがなされており、これを体系化し、より一層効果的に推進していくことが求められています。
　また、県民、民間団体(ＮＰＯ等)、事業者における様々な取り組みを促進するとともに、各主体間の連携を図ることも必要です。

○ こうしたことから、すべての主体が共通認識のもと、お互いに連携・協働して、学び、そして行動するための基本となる方針｢推進方針｣を策定し、環境学習に総合的・体系的に取り組むものです。

※環境について、教え育む｢環境教育｣、学び習う｢環境学習｣という言葉が一般的に用いられています。この方針では、県民一人ひとりが自ら学ぶことの重要性を踏まえ、環境教育と環境学習の総称として、基本的に｢環境学習｣という表現を用いることにします。

2　推進方針の性格

□ 推進方針は、環境学習を推進する際の取り組みの方向を明らかにし、総合的・体系的に、かつ効果的に進めるとともに、各主体の連携・協働を推進するためのものです。

□ 環境保全活動・環境教育推進法の規定に基づき策定するものです。

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(環境保全活動・環境教育推進法)第８条「都道府県及び市町村は、区域の自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を作成し、及び公表するよう努める。」

□ 徳島県環境基本条例の趣旨及び徳島県環境基本計画に示す長期的目標やこの達成に向けたプログラム等を踏まえたものです。

第２ 環境学習をめぐる動き

１ 世界・国の動き

１）世界の動き

○ 1972年(昭和47年)の国連人間環境会議における「ストックホルム人間環境宣言」で、環境教育の重要性が指摘され、1975年(昭和50年)に開催された「国際環境教育会議」で制定された「ベオグラード憲章」や、1977年(昭和52年)に開催された「環境教育政府間会議」で採択された「トビリシ宣言及び勧告」で、その内容が明文化されました。そこでは、知識の取得や理解にとどまらず、行動に結びつけられる人材を育てることが環境教育の重要な目的とされています。

○ 1992年(平成4年)の「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」で採択された「環境と開発に関するリオ宣言」では、様々な主体の環境保全への取り組みが重要かつ不可欠であることが明らかにされました。

○ 1997年(平成9年)の「環境と社会に関する国際会議」で採択された「テサロニキ宣言」では、「環境と持続可能性のための教育」という概念が示されました。そこでは、環境教育は、持続可能な未来を達成するための手段であり、環境劣化だけでなく、より幅広い概念を統合するようなものとしてとらえられています。

○ 2002年(平成14年)に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(ヨハネスブルグ・サミット)で日本が提案した「持続可能な開発のための教育の10年」が、同年の国連総会で決議されました。これを受けて、持続可能な開発のための教育を進めていくために、各国が幅広い分野の教育と連携しながら環境教育を進めていくことにしています。

２）国の動き

○ 平成５年(1993年)に環境基本法が制定され、環境教育・環境学習の振興が主要な施策の一つとして位置づけられました。また、これに基づき平成６年(1994年)には、環境基本計画が閣議決定され、平成12年(2000年)に改訂された同計画では、政策手段に係る戦略的プログラムの一つとして「環境教育・環境学習の推進」が位置づけられました。

○ 学校教育においては、平成元年(1989年)に学習指導要領が改訂され、各教科における環境に関わる内容が重要視されるようになり、これを受けて平成３年(1991年)には、文部省(当時)から「環境教育指導資料」が発行されました。

○ また、平成10年(1998年)に制定された新学習指導要領では、「総合的な学習の時間」が新設され、環境など、教科の枠を超えた横断的・総合的な課題について、体験的な学習や問題解決的な学習を行うこととされました。

○　平成11年(1999年)の中央環境審議会答申「これからの環境教育・環境学習－持続可能な社会をめざして－」において、今後の環境教育・環境学習の推進の方向が示されました。

○　平成14年(2002年)の中央環境審議会中間答申「環境保全活動の活性化方策について」で、国民、民間団体、事業者、行政のパートナーシップ構築の必要性が明らかにされました。

○　平成15年(2003年)には「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定され、国や地方公共団体の役割などが規定されました。

○　この法律に基づき政府は平成16年(2004年)9月に「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」を閣議決定しています。

2　徳島県の動き

○　学校教育においては、学習指導要領の改訂や新学習指導要領の制定などを踏まえ、平成４～16年度に、小中学校及び高校の指定校において環境学習の重点的取り組みが進められたほか、平成16年度からは、児童･生徒と教職員が一体となって環境活動を推進するための「学校版環境ISO」の取り組みが進められています。

○　また、平成７年度には、小学校高学年を対象とした環境学習の副読本が作成されているほか、平成9～12年度には環境学習プログラムが作成されています。

○　平成11年３月に「徳島県環境基本条例」が制定されました。そこでは、環境の保全や創造に関する教育・学習の振興を図り、県民等の自発的な活動を促進するため、県が必要な措置を講ずることなどが規定されています。

○　平成12年３月には、「徳島県教育振興基本構想」が策定されました。そこでは、「生きる力と豊かな心を育む学校教育の推進」において、「環境問題への取り組みの充実」に関する施策の基本的方向が示されています。

○　平成16年３月に「徳島県環境基本計画」が策定されました。そこでは、６つの重点プログラムのひとつに「地域環境力を高める人・地域づくり」を、また５つの長期的目標のひとつに「参加と協働による環境保全への取り組み」を掲げて、協働のしくみを活かした自発的な環境活動を盛んにすることを目指しています。

○　平成16年３月に「環境首都とくしま憲章」が制定されました。そこでは、環境首都とくしまの実現に向けて、あらゆる主体が、それぞれの役割のもとに一体となって行動を起こすための指針、また行動の規範が示されています。

第３ 目指すもの

１ 目指す姿

「環境首都とくしま」の実現に向けて、互いに連携・協働しながら主体的に行動する人づくり

今、地球に住む６４億人(*)の一人ひとりが環境を大切に思う意識を高め行動することにより、環境への負荷をできる限り少なくし、自然と共生しながら資源・エネルギーを有効に活用する「持続可能な循環型の社会」を構築することが求められています。

このため、徳島県では「環境首都とくしま憲章」を掲げ、県民を挙げて、環境の保全・創造に取り組み、豊かな自然を活かしつつ、良好な環境が達成された、世界に誇れる環境首都づくりを進めています。

この歩みをより確かなものにするためには、これを担う人づくりが何よりも大切です。

環境問題について深い知識と理解を持ち、しかも単なる知識の取得や理解にとどまらず、自ら積極的に行動できる人、相手の立場を尊重し、お互いに連携・協働できる人、このような人材を一人でも多く育成しようというものです。

またこのことは、地域の環境をよくする活動を通じて、地域に誇りを持ちながら生きていく人、さらには未来に向けて環境首都とくしまを担う人を育成することでもあります。

(*)２００４年世界人口白書

2 学ぶべきこと

環境学習は、
① 人間と環境との関わり、環境に係る人間と人間との関わりの両方を学ぶ。
② 豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくみ、命の大切さを学ぶ。
③ 環境に関する問題を客観的、かつ公平な態度でとらえる。

以上３点を「学びの内容」の基礎的要素として重視します。

【学びの内容】

① 人間と環境との関わり、環境に係る人間と人間との関わりの両方を学ぶ。

・地球が太陽エネルギーを吸収・放射する中、大気、水、土壌、生物等の間を物質が循環し、生態系が微妙なバランスを保つことで、地域の環境、ひいては地球の環境が成り立っていることや、人間が生きるために必要な水や食料の確保をはじめ日常の生活や事業活動などは、健全な環境のもとに実現するものであること、を理解する
・環境への負荷を生み出している社会経済のしくみや、生活・文化のあり方について理解する

など、「人と環境」、「人と人」の関わりについて、その両方を学ぶことが求められます。

② 豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくみ、命の大切さを学ぶ。

恵み豊かな環境は、人間が生きていく上で不可欠であり、物質的にも精神的にも、さらには学術的にも価値あるものと認識し、これを大切に思う気持ちをはぐくむことが必要です。

また、環境学習を通じ、命あるものに触れ、命の感動を得て、命を尊ぶ心をはぐくむとともに、豊かな感性を育て、想像力・創造力の基礎をつくることが期待されます。

③ 環境に関する問題を客観的、かつ公平な態度でとらえる。

環境問題は、科学的に原因が追求され、その対策が講じられることで、はじめて適切な取り組みが可能となるものであることから、環境学習においても、科学的な視点を踏まえ、客観的かつ公平な態度でとらえていくことが求められます。

3 取り組み姿勢

環境学習は、
① 体験や実践を重視する。
② 総合的・体系的に行う。
③ 地域に根ざし、暮らしからはじめる。そして地球規模の視野で考える。
を基本的な「姿勢」として進めます。

その際、
① 関心を持ち、理解を深め、課題を見つけ、行動するという一連の流れの中、段階的に進め、かつ着実に行動に結びつけるようにする。
② 様々な場・主体・施策の連携を図る。
③ あらゆる年齢層を対象とし、かつ年齢層間の連携を図る。
④ 特に「子どもの頃から」を大事にし、年齢・発達段階に応じたものとする。
という「視点」で取り組みます。

【姿勢】

① 体験や実践を重視する。

環境問題の現状やその原因について単に知識として知っているだけでなく、実際の行動に結びつけていく能力が必要です。そのためには、学習者が自ら体験し、感じ、分かるというプロセスが大事であり、体験や実践を重視する環境学習が求められます。

② 総合的・体系的に行う。

今日の多岐にわたる環境問題は、相互に関連する事項が多面的、複合的に環境に影響を与えた結果として生じています。そのため、環境学習は、ものごとを相互連関的かつ多角的にとらえていく総合的な視点が欠かせません。また、環境学習は廃棄物対策、自然保護、水環境保全、地球温暖化対策など様々な「環境分野」について、人材育成・活用、プログラム整備、場・機会の提供など様々な「目的」で行われるため、各種の分野や目的の間の連携を図りながら、体系的に進めることが必要です。

③ 地域に根ざし、暮らしからはじめる。そして地球規模の視野で考える。

環境学習は、身近な地域や日々の暮らしの中から課題を見つけて、取り組みを進めていくことが大切です。まず地域を知ることから始まり、地域の環境のすばらしさや課題を理解し、どのような地域にしたいのかというビジョンを描き、さらには地域づくりに主体的に参画していくことが求められます。

その際、地域の環境問題が、地球規模の環境問題につながることから、常に地球規模の視野を持ちながら、地域の問題に関わることが必要です。

【視点】

① 関心を持ち、理解を深め、課題を見つけ、行動するという一連の流れの中、段階的に進め、かつ着実に行動に結びつけるようにする。

環境学習を行う際には、身近な環境や日常の生活の中から環境問題への関心を高めて、それを学んで理解を深め、さらに課題を発見して探求し、問題解決のための方法を見出して実践するという一連の流れに沿って、段階的に進めながら、着実に行動に結びつくよう、工夫を凝らすことが重要です。

また、一過性の取り組みで終わらせるのではなく、継続することが大事です。

② 様々な場・主体・施策の連携を図る。

地域社会、職場、学校などにおいて、多様な環境学習の場・機会が提供されるようにすることや、行政や民間団体、事業者など様々な主体が、それぞれの特徴を活かした環境学習を進めることが必要です。また、これらについて相互に連携を図っていくことが求められます。

さらに、環境学習で扱われる内容は多岐にわたることから、環境アセスメント、環境マネジメントシステムなど様々な政策手法との連携を図ることや、様々な施策を横断的につなぐことも必要です。

③ あらゆる年齢層を対象とし、かつ年齢層間の連携を図る。

環境学習は、学校教育の対象となる年齢層だけではなく、子どもから高齢者まであらゆる年齢層を対象とします。また、例えば子どもたちの環境学習の場に、高齢者を含む家族が一緒に参加するなど、ある年齢層の活動があらゆる年齢層に拡大するよう、工夫を凝らし進めることが効果的です。

④ 特に「子どもの頃から」を大事にし、年齢・発達段階に応じたものとする。

年齢や発達段階、さらにはライフステージに応じて、適切な場において適切な主体から環境学習が展開されるようにします。また、将来にわたる環境問題を解決していくためには、これにふさわしい生活様式や価値観への転換が求められることから、特に子どもの頃からの環境学習を大事にし、取り組みの基礎づくりを行うことが必要です。

第４ 施策の方向

推進方針の目指す姿である「「環境首都とくしま」の実現に向けて、互いに連携・協働しながら主体的に行動する人づくり」に向け、以下に沿って具体的に施策を進めます。

□ 環境学習の振興は､本県の重要な政策課題であるとともに､広い意味で県民一人ひとりが｢いかに生きるか｣という価値観をも問うものであることから、あらゆる施策に｢環境学習の視点｣を取り入れます。

□ 環境学習は、あらゆる環境分野において進められるべきですが、これをより効果的に実施するため、特に本県で重視すべき分野を｢重点分野｣とし、施策の重点化を図る中で、これを入り口とした取り組みを進めます。

□ 環境学習で扱われる内容が多岐にわたることから、施策の目的ごとに、大きくこれを｢場｣、「人」、「システム」に分類し、施策間の連携を図りながら、体系的に取り組みます。

１ 重点分野の取り組み

ここでは、重点分野での取り組みを明らかにします。

環境学習の施策をより効果的に行うため、本県の環境の状況や地域的特性、県民の環境問題への関心やニーズ、さらに､環境問題についての国の動向や国際的な動向を十分に踏まえ、徳島県だから取り組まなければならない分野、徳島県だから取り組むことができる分野として、「ごみ」、「生きもの」、「水環境」、「太陽(エネルギー・地球温暖化)」を｢重点分野｣とします。

～重点分野とする理由～

「ごみ」

ごみ問題は、あらゆる年齢層の人に関係があり、取り組みやすく、また取り組んだ結果が目に見えます。さらに、ごみ問題の解決は焦眉の急であることから、これを切り口として、他の環境問題を考えるための基礎として、学習を進めることが必要です。

「生きもの」

本県には、他の地域と比べて相対的に豊かで多様な自然環境が残されています。これを支える豊かな生態系を保全、復元、創出するためにも、自然環境を学習の場に活用するなど、生きものを通じた自然環境に関する学習を積極的に進めることが必要です。

「水環境」

徳島の自然を代表する吉野川、全国有数の水質を誇る穴吹川・海部川など、本県には多くの河川があり、また、鳴門海峡から太平洋までの変化に富んだ長く美しい海岸線がみられ、水利用はもとより、水辺での自然とのふれあいなど暮らしとの関係が深くなっています。

今後、この水環境を保全し、健全な水循環を確保するためにも、これに関する学習を進める必要があります。

「太陽(エネルギー・地球温暖化)」

地球温暖化防止は人類共通の課題であり、京都議定書の目標の達成に向けて、本格的な取り組みが国際的に進められる中、国を挙げた対応が求められています。

その際、地域からの取り組みが重要であり、本県の地域特性を踏まえ、太陽光発電などの新エネルギーや省エネルギーの普及も効果的であることから、エネルギー・地球温暖化に関する学習を一層効果的に推進する必要があります。

１）「ごみ」問題に関する環境学習

【背景】

　毎日の生活や事業活動で、ほとんどといっていいほど直面する環境問題、それが「ごみ」問題。

「ごみ」いわゆる廃棄物は、近年、排出量の横這い傾向がみられるものの、高水準で推移しています。最終処分場の不足などに伴い、不適正な処理がなされれば、水質汚濁、土壌汚染などの環境汚染を引き起こすおそれがあるとともに、景観も損なわれます。

【施策の方向・主な取り組み】

　県では、廃棄物の発生を抑制して、資源の循環利用による「廃棄物ゼロとくしまの実現」を目指しています。

　このため、県民を挙げて、「もったいない」精神を大切にし、３R(リデュース、リユース、リサイクル：ごみの発生を抑制する、何度でも使えるものは再使用する、再生して原材料として利用する)活動に取り組むよう、「ごみ」問題に関する環境学習を進めます。

　具体的には、

●県民、事業者などが、「ごみ」問題やこのための３Ｒについて理解を深めるため、わかりやすい啓発資料の作成・配付や講師の派遣などを行います。

●市町村等が中心となって、ごみの分別収集自体を学習の機会ととらえ、地域で効果的な環境学習が継続的に行われるように努めます。

●学校版環境ＩＳＯの導入や総合的な学習の時間の活用など、教育現場での学習機会を提供するとともに、これを核に、家庭、さらには地域を巻き込む方法を検討します。

●市町村廃棄物減量等推進員、環境カウンセラーはもとより、実践活動者などの人材リストの作成等により人材の活用を図ります。

●アドプト・プログラムや、地域・環境団体等による環境美化活動等の情報提供に努めるなど、活動に参加しやすい気運を醸成することにより、体験的な学習の機会を拡大します。

●とくしま環境県民会議による県民・事業者・行政が一体となった活動の拡大、活動者同士の交流などを通じた活動の活性化、参加や活動形態の工夫などにより、県民挙げての実践活動を促進します。

［施策展開のポイント］

○身近な地域に、「ごみ」問題に関する環境学習に適した場所が必ずあります。遠くの場所で少ない回数実施するよりは、身近な場所で回数多く実施することが重要です。

○地域の環境美化活動など、ごみ問題に関する環境学習は、イベントなどと組み合わせて楽しみながら取り組む工夫をすることで、継続的な活動につなげていくことが大事です。

○大人が行っている活動へ、できるだけ子どもを参加させたり、家族での参加を呼びかけたりすることで、あらゆる年齢層に活動が広がるよう工夫を凝らすことが必要です。

2）「生きもの」に関する環境学習

【背景】

私たち人間も、大きな生態系の一部であり、自然との共生の重要性を知るきっかけとなるのが「生きもの」。

本県には、室戸阿南海岸国定公園などの変化に富んだ美しい海岸線、剣山国定公園などの原生的な自然、吉野川などの多くの河川など多様で豊かな自然環境があります。

一方で、身近な自然として親しまれてきた里山や水辺の機能の低下などに伴い、生物の生息・生育環境の悪化が懸念されています。このため、多くの野生生物が絶滅の危機に瀕しています。

【施策の方向・主な取り組み】

県では、豊かな自然環境を支える生態系の保全、復元、創出を目指しています。

このため、県民一人ひとりが、身近な自然観察などから始めて、自然環境の大切さを理解し、豊かな生態系をはぐくむ地域づくりに取り組むよう、「生きもの」に関する環境学習を進めます。

具体的には、

●県民、事業者などが、生態学的に正しい知識を取得し、様々な生態系についての理解を深めるための普及啓発活動を推進します。

●ビオトープ・アドバイザーや環境アドバイザーなどの派遣を通じて、県民や民間団体などが実施する「生きもの」に関する学習会や講演会、自然観察会の開催を支援します。

●「佐那河内いきものふれあいの里」を「生きもの」に関する環境学習の拠点と位置づけ、自然とのふれあいに関する多様な学習機会を提供します。

●河川、海岸、干潟や田畑、里地・里山、森林などを「生きもの」に関する環境学習の場として活用するとともに、田んぼの生きもの調査や田んぼの学校などの取り組みを拡大します。

●「とくしまビオトープ・プラン」に基づき、県民との協働により、ビオトープの保全・創出の取り組みを進めます。特に、学校ビオトープづくりは、地域との連携や総合的な学習の時間での活用など多様な展開が可能であることから積極的に推進します。

［施策展開のポイント］

○生きものに関する環境学習を行う際には、環境保全の根幹である生態系についての理解を深めることが重要であり、生態学的に正しい知識の普及に努める必要があります。

○また、取り組みを展開する際には、しっかりした目標を持ち、長期的な視点で行うことが重要です。

○特に、生きものに関する環境学習では、多様な価値観や倫理観の間での葛藤を伴う場合があり、総合的に環境問題をとらえる視点が重要です。

3）「水環境」に関する環境学習

【背景】

吉野川など多くの河川や紀伊水道などの海域に囲まれた本県は、まさに清らかで豊かな水の街。

「水」は、飲用としての利用はもとより、水辺・海辺での自然とのふれあいなど、私たちの命と暮らしに不可欠なものです。

しかしながら、近年問題となっている家庭からの生活排水などによる水質汚濁や、化学物質や化学農薬などによる環境汚染のおそれ、さらには、森林の水源かん養機能や保水能力の低下などに伴い、「水環境」が損なわれることが懸念されています。

【施策の方向・主な取り組み】

県では、「環境保全上、健全な水循環を確保」し、きれいな「水環境」を実現することを目指しています。

このため、県民を挙げて、生活排水対策や水源林の保全活動などに取り組むよう、「水環境」に関する環境学習を進めます。

具体的には、

●市町村や地域住民が、水質浄化や水循環の保全についての意識を向上させ、主体的に取り組むように、総合的な普及啓発などを進めます。

●県民や児童・生徒が参加して行う身近な河川の水質調査などに取り組みます。また、その結果をわかりやすい「水環境マップ」とするなど、情報発信に努めます。

●県民が、行政と協働して、水環境の保全に取り組むため、生活排水対策などの普及啓発の指導者を養成します。

●吉野川交流推進会議とともに、広く県民に川に親しんでもらうための体験学習の機会の提供や、ガイドブックの作成・配布などに努めます。

●県民の参加による水源林の保全活動や、水環境の保全活動を促進します。

●地域生活排水対策協議会を通じて、地域住民による生ごみの分離などによる生活排水対策の実践活動を進めます。

［施策展開のポイント］

○「水」は、雨→(降下)→川・地下水→(利用・流下)→海→(蒸発)→雨、を繰り返すものであり、自然の循環を考えることが大事です。

○このため、沿岸海域など海を含む流域全体の健全な水循環には、森林の水源かん養機能の維持、向上を図ることも重要です。また、このことは、流域全体でとらえる必要があります。

○環境省などが実施している水生生物による水質調査や、国土交通省が実施している一斉水質調査など、ある程度期間を絞った、また流域に着目した調査とすることなどを通じ、より効果を上げることも大事です。

４）「太陽(エネルギー・地球温暖化)」に関する環境学習

【背景】

地球規模の問題が、実は私たちの日常生活や事業活動など地域の問題につながっているのを気付かせてくれる「エネルギー・地球温暖化」の問題。

気温の上昇に伴う海面上昇や洪水・干ばつなど、重大かつ深刻な影響を与える地球温暖化の防止は人類共通の課題であり、このための気候変動枠組み条約・京都議定書の発効に伴い、今、本格的な取り組みが国際的に進んでいます。

国においては、京都議定書目標達成計画を策定し、各種の施策を展開していますが、目標の達成には、国を挙げての対応が不可欠で、地域からの取り組みが重要です。

その際、本県の地域特性を踏まえ、新エネルギーや省エネルギーの普及を図ることも効果的です。

【施策の方向・主な取り組み】

県では、地球環境ビジョンに基づき、温暖化の原因である温室効果ガス排出量の１０％削減を目指しています。

このため、特に、排出量の増加傾向が著しい運輸、民生部門の対策として、県民一人ひとりが自らの生活様式を見直すとともに、新エネルギー・省エネルギー対策に取り組むよう、「エネルギー・地球温暖化」に関する環境学習を進めます。

具体的には、

●とくしま環境県民会議と連携し、「徳島夏のエコスタイル」や「徳島エコカーライフ」の推進など、地球温暖化を防止するための普及啓発活動を展開します。

●地球温暖化防止に関して、地域住民に対してきめの細かい普及啓発や助言などを行う「地球温暖化防止活動推進員」の活動を活性化します。

●地球温暖化防止に向けた普及啓発活動の拠点となる「地球温暖化防止活動推進センター」の設置について検討します。

●学校など公共施設に、新エネルギー・省エネルギー対策のモデル的な導入を進め、学習の場として活用するよう努めます。

●学校版環境ＩＳＯの導入や、国等が実施するモデル事業の活用などにより、学校における省エネルギー学習を進めます。

［施策展開のポイント］

○現象は地球規模でも、その原因が私たちの日常生活や通常の事業活動にあることを十分に関連付け、説明することが重要です。

○また、運輸、民生部門は、県民・事業者の自主的な取り組みが大変重要であることから、様々な対策がどういう効果をもたらすかを数値的に明らかにすることも必要です。

2　横断的取り組み

ここでは、分野横断的なものとして「横断的取り組み」を明らかにします。

環境学習の施策について、目的別に、学習を行う場や機会を提供するための「場づくり」、学習を担う人材を育成・活用するための「人づくり」、学習を効果的に進めるためのしくみやプログラム整備などをする「システムづくり」、に体系化し、その展開を図ります。

1）場づくり

【施策の方向】

体験や実践を重視する環境学習では、多様な学習の場が必要です。

このため、身近な地域からより広域的な地域まで、地域に応じた拠点づくりやその連携強化などにより、総合的・体系的に学べる場や機会の提供に努めます。また、学校における環境学習の充実を図るとともに、事業場での環境学習を推進します。

【主な取り組み】

<u>総合的・体系的に学べる場や機会の提供</u>

●家庭はもとより、私たちの暮らしている地域を環境学習の場としてとらえ、特に子どもの頃から身近なところで楽しく環境学習に取り組める機会の充実を図ります。

●河川、海岸、干潟や田畑、里地･里山、森林などを環境学習の場として活用します。

●既にある県有施設を環境学習の場として活用する方法を検討するとともに、拠点としての機能強化や、拠点同士の連携強化に努めます。

●公民館、博物館などの社会教育施設を環境学習施設として有効に活用します。

●小学校区程度を環境学習の小拠点として位置づけ、市町村程度の中拠点、より広域的な大拠点をつくり、それらをネットワーク化するよう努めます。

●アドプト・プログラムや、地域・環境団体等による環境美化活動など、体験しながら学び、学びながら体験できるような機会を拡大します。

学校における環境学習の充実

●児童・生徒の発達段階を考慮しながら、地域の自然環境や社会環境との接点を中心にして、総合的な学習の時間などにおいて、環境学習に取り組みます。

●環境に関する正しい知識を習得するだけでなく、児童・生徒が自ら体験することに重点を置いた環境学習を展開します。

●幼稚園、小学校、中学校、高校へと継続的に環境学習が展開されるよう努めます。

●児童・生徒と教職員が一体となって、ごみの分別や省エネ・省資源などの環境活動を推進するための学校版環境ＩＳＯの取り組みを拡大します。

●大学など高等教育機関における環境学習の取り組みを促進します。

事業場における環境学習の推進

●地域社会の一員として、事業者の地域の環境活動への積極的参加を促進します。

●事業場の施設が、地域住民や学校などの環境学習の場として活用されるよう努めます。

●環境関連法令の順守や社会への貢献などに関連して、事業者が従業員に対して環境の保全に関する知識や技能を向上させるため、研修などにより必要な環境学習を行うよう努めます。

［現状と課題］

○県内各地に存在する県有施設において、様々な種類の環境学習が実施されています。
具体例
自然環境に関する環境学習を実施している施設：佐那河内いきものふれあいの里、神山森林公園、高丸山千年の森、県立博物館、牟岐少年自然の家等
環境学習全般を実施している施設：総合教育センター、保健環境センター、あすたむらんど等
その他：長安口ダム資料館(ビーバー館)、佐那河内風力発電所、各水力発電所等

○環境活動を含む社会貢献活動を支援する拠点である「とくしま県民活動プラザ」では、「活動・交流の場提供」や「情報収集・提供」、「助言・支援」などの支援事業を行っています。

○市町村や民間団体が保有する施設、工場や発電所など事業場が保有する施設も、環境学習の場としての機能を果たしているものがあります。

○学校教育の場では、総合的な学習の時間などを中心に環境学習が行われています。

しかしながら、

○それぞれの施設は、目的や機能が異なり、また相互に連携されていない状況にあります。

○環境学習の情報を一元的に管理して活動の助言を行ったり、パートナーシップ構築の支援などを行う核となる拠点が存在しません。

2）人づくり

【施策の方向】

環境学習を効果的に推進するためには、環境に関する専門知識はもとより、環境学習の技能・手法を備えた多様な人材が必要です。

このため、民間団体、事業場等で環境問題に関わる人を把握・発掘することや、既存の環境関連の人材登録制度等の登録者が活躍できるようにすることなどを通じ、多彩な人材が生き生きと活動できるようにします。また、地域で環境学習を担う人材の育成や、学校における指導者の育成を行い、それらの人材が活躍できるようにします。

【主な取り組み】

人材の把握、発掘および人材情報の提供

●環境活動に関わっている人、事業場で環境対策に従事している人、環境問題に関心の深い高齢者層、さらには環境問題に関連する分野で活動する人など、新たな人材を把握・発掘し、活躍できるようにします。

●人材や活動に関する情報を効果的に提供することで、既存の環境関連の人材登録制度等の登録者など、多彩な人材が活躍できるようにします。

地域で環境学習を担う人材の育成と活用

●環境についての深い見識と情熱を持ち、様々な分野における環境学習活動を企画、立案して実施していく能力を持った地域のリーダーを養成し、活躍できるようにします。

●活動を支える人、活動の助言や指導をする人など、様々な人材を育成し、活躍できるようにします。特に、小学校区程度の地域コミュニティーにおいて、住民がお互いに環境改善の目標を共有し、地域ぐるみで環境活動を進めるための人材を育成します。

学校における指導者の育成

●教員自らが環境問題に関心を持ち、知識の習得に努めるとともに、教員に対する研修の内容を充実させ、より多くの教員が質の高い研修を受けることができるよう努めます。

［現状と課題］

○環境学習を推進する人材としては、環境省が認定する「環境カウンセラー」や、県の「環境アドバイザー」、「ビオトープ・アドバイザー」などがあります。

○リーダーを養成する事業として、「命育むふるさとの川創生プログラム事業」などがあります。また、これまでに「森の案内人養成事業」や「徳島自然共生塾」で育成された人材が、県内各地で活躍しています。

○活動を支える人を養成する事業として、「学社融合コーディネーター養成講座」などがあります。

○教員に対しては、初任者研修や環境教育講座のほか、教員が指導力向上を目指して自主的に行う研修会などが実施されています。

○ＩＳＯ14001を取得している事業場や行政機関では、環境活動推進員などがＩＳＯ14001環境マネジメントシステムに基づいた環境学習や訓練を実施しています。

しかしながら、

○どこに、どういう人材がいるのかが十分に知られていないため、せっかくの資格や制度が有効活用されていません。

○環境学習を民間団体、事業者、行政などの協働で行う事例が増加していますが、これらの主体間の調整やネットワークづくりを行うコーディネーターが不足しています。またその必要性についての理解も、不十分な状況にあります。

3）システムづくり

【施策の方向】

環境学習は、様々な主体により、またそれぞれの目的に応じて展開されていますが、中には環境学習と認識されずに行われているものもたくさんあります。それらを環境学習の視点からとらえ直し、体系化を図るとともに、情報の収集と発信を行うことが必要です。

このため、環境学習に関する情報について、一元化、ネットワーク化、双方向化を図ることにより、効果的に収集・発信するしくみをつくります。また、取り組みを一層拡大するための連携・協働のしくみをつくるとともに、取り組みの充実を図り、効率的・効果的に進めるための教材やプログラムを整備し、活用します。さらに、環境問題に取り組むきっかけづくりのための普及啓発活動を推進します。

【主な取り組み】

<u>効果的な情報提供</u>

●環境活動や環境学習に関わる事業を、県民、民間団体、事業者などに積極的に情報提供し、環境学習機会の充実を図ります。

●環境学習に関する情報など様々な情報について、一元的に集約する、あるいは、情報のネットワーク化や双方向化を図るなど、環境学習に取り組む個人や民間団体、さらに学校からの多様なニーズに対応できる情報提供システムをつくります。

●環境学習に関する相談や問い合わせなどに対応できる窓口を一本化します。

<u>連携・協働のしくみづくり</u>

●地域で環境活動に取り組んでいる様々な主体が、お互いに連携し協働するために、各主体が情報交換したり交流する機会をつくります。

●ＮＰＯ等の社会貢献活動団体の活動の自立化、活性化に向け、税制上の支援措置や財政上の措置を講ずるとともに、事業協力や助成、委託など様々な形態による協働を進めます。

●グラウンドワークやアドプト･プログラムなど、多様な手法を用いた協働の取り組みを進めます。

●消費者教育や食農教育、中山間地域の支援策との連携など、様々な施策との組み合わせによる環境学習を進めます。

●四国４県の連携や関西広域の連携など、府県を超えた交流事業を活用し、多様な形で連携を図ります。

●全国的な取り組みへの参画などを通じて、先進地をはじめとした全国規模での連携・交流に努めます。

教材・学習プログラムなどの整備と活用

●年齢や環境への関心の程度などに応じた教材や学習プログラムを整備し、活用します。

●新しい環境課題に適切に対応した内容の副読本を作成します。

●環境学習の際に使用する、わかりやすい啓発資料を作成・配布するとともに、教材や学習プログラムの充実を図ります。

●環境白書など、行政機関が作成した資料の有効な活用を図ります。

普及啓発活動の推進

●環境問題に関する関心を高め、環境活動や環境学習のきっかけをつくるため、環境問題をわかりやすく伝える広報活動や、イベントなどの機会を通じた啓発活動を充実します。

［現状と課題］

○環境学習は、行政(国、県、市町村など)、民間団体、事業者など様々な主体により展開されています。

○県では環境部局や教育委員会のほか、農林関係や県土整備関係、商工関係部署などにおいても環境学習に関する事業が行われています。

○県では、環境活動を含む社会貢献活動を支援するため、総合的な支援拠点としての「とくしま県民活動プラザ」を開設するとともに、税制上の支援措置や財政上の措置を講じています。

○環境活動を含む社会貢献活動を促進するため、平成１６年３月に「徳島県社会貢献活動の促進に関する条例」が制定され、これに基づき「徳島県社会貢献活動の促進に関する施策の基本方針」が定められています。

○環境学習に関する副読本としては、県教育委員会が作成している「しらさぎさんと環境しらべ」などがあります。

しかしながら、

○現在、様々な主体が環境学習に関する事業を実施していますが、それぞれに目的や対象が異なり、十分に体系化されていません。

○環境活動や環境学習に関する情報が、十分に提供されていません。

第５ 推進に向けて

推進方針の目指す姿である「「環境首都とくしま」の実現に向けて、互いに連携・協働しながら主体的に行動する人づくり」に向け、環境学習は、様々な主体により、様々な場において、年齢・発達段階に応じて、総合的・体系的に行われることが必要です。

このため、県民、民間団体、事業者、行政が、それぞれの責任と役割を自覚し、お互いに連携・協働し、主体的に取り組むことが期待されます。

その際、県は、自ら、あるいは他と連携・協働し各種施策を行うなど、中核的役割を担うことが求められます。

１ 徳島県の取り組み

□ 戦略的に取り組みます

まず、徳島県だから取り組まなければならない分野、徳島県だから取り組むことができる分野として、「ごみ」、「生きもの」、「水環境」、「太陽(エネルギー・地球温暖化)」を「重点分野」とし、プログラムの作成やモデル実施など、重点的に取り組みます。

その際、これまでの取り組みや施設等を推進方針を踏まえ見直すことにより、スピード感を持って、かつ効率的に進めます。

□ 民間団体(ＮＰＯ等)、事業者、国・市町村等と連携・協働する体制をつくります

県をはじめ、民間団体、事業者、国・市町村等による徳島県環境学習推進会議(仮称)を設置し、各主体が情報交流を行い、個々の取り組みの強化や連携・協働した取り組みにつなげます。

□ 県庁内の推進体制を整備します

知事を本部長とする環境対策推進本部のもとに、関係部署による推進体制を整備します。

□ 推進方針に基づく取り組みは「点検・評価・見直し」を行います／推進方針も見直します

推進方針に基づく主な取り組み等については、政策評価の手法を活用し、毎年度、その進捗状況等を点検・評価するとともに、改善見直しを行い、継続的改善を図ります。

また、環境の状況や社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ推進方針の見直しを行います。

□ 県自ら率先して取り組みます

県も、自ら事業者として、職員に対し、環境マネジメントシステムの適切な運用のための研修を行うとともに、各種環境研修の機会を提供します。また、環境活動等に関する情報提供や、職員の環境研修、環境活動等への参加の奨励に努めます。

２　各主体ごとの役割

１）県民に期待される役割

○まず、自分の住んでいる地域の環境に関心を持ち、地域の環境をよくする活動に積極的に参画することが重要です。

○また、一過性のイベント的な活動に参加するだけでなく、継続した活動に参画しながら、地域の環境問題に取り組んでいる人たちとのネットワークを拡大しましょう。

○子どもたちの環境学習の場に高齢者を含む家族で参画したり、大人の環境活動に子どもたちの参画を働きかけましょう。

２）民間団体(ＮＰＯ等)に期待される役割

○専門性や行動力を活かして、迅速で柔軟性に富む多様な環境学習を行いましょう。

○取り組みを進めるにあたっては、他の団体や学校、事業者、行政などと連携・協働し、情報交換を行いながら進めましょう。

○自分たちの地域の環境をよくする活動に積極的に参画しましょう。他の目的を持った様々な活動についても、環境の視点を加えて取り組むよう努めましょう。

３）事業者に期待される役割

○事業活動における環境への負荷を低減するだけでなく、地域社会の一員として、地域の環境活動や環境学習活動に積極的に参画することが望まれます。

○企業の社会的責任(ＣＳR)を果たす活動のひとつとして、地域の環境活動や環境学習活動を支援することに努めましょう。

○ＩＳＯ１４００１や簡易版の環境マネジメントシステム(エコアクション２１など)が、環境学習の取り組みを進めるきっかけとなることが多いので、認証取得に努め、成果を把握して評価・公表しましょう。

○事業場での従業員に対する環境学習を継続的に実施することに努めましょう。

■推進方針の体系

目指す姿

「環境首都とくしま」の実現に向けて、互いに連携･協働しながら主体的に行動する人づくり

学ぶべきこと

環境学習は、
①人間と環境との関わり、環境に係る人間と人間との関わりの両方を学ぶ。
②豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくみ、命の大切さを学ぶ。
③環境に関する問題を客観的、かつ公平な態度でとらえる。
ことを「学びの内容」の基礎的要素として重視する。

取り組み姿勢

環境学習は、
①体験や実践を重視する。
②総合的・体系的に行う。
③地域に根ざし、暮らしからはじめる。そして地球規模の視野で考える。
を基本的な「姿勢」として進める。
その際、
①関心を持ち、理解を深め、課題を見つけ、行動するという一連の流れの中、段階的に進め、かつ着実に行動に結びつけるようにする。
②様々な場・主体・施策の連携を図る。
③あらゆる年齢層を対象とし、かつ年齢層間の連携を図る。
④特に「子どもの頃から」を大事にし、年齢・発達段階に応じたものとする。
という「視点」で取り組む。

施策の方向

重点分野の取り組み

- ●「ごみ」問題に関する環境学習
- ●「生きもの」に関する環境学習
- ●「水環境」に関する環境学習
- ●「太陽(エネルギー・地球温暖化)」に関する環境学習

横断的取り組み

- ● 場づくり　総合的・体系的に学べる場や機会の提供／学校における環境学習の充実／事業場における環境学習の推進
- ● 人づくり　人材の把握、発掘および人材情報の提供／地域で環境学習を担う人材の育成と活用／学校における指導者の育成
- ● システムづくり　効果的な情報提供／連携・協働のしくみづくり／教材・学習プログラムなどの整備と活用／普及啓発活動の推進

推進に向けて

- ● 徳島県の取り組み　戦略的に取り組む
  民間団体(ＮＰＯ等)、事業者、国・市町村等との連携・協働
  県庁内の推進体制の整備
  取り組みの点検・評価・見直し／推進方針の見直し
  県自ら率先して取り組む
- ● 各主体ごとの役割　県民・民間団体(ＮＰＯ等)・事業者

■用語解説

［50音順］

用語	解説
ISO14001	国際規格認証機構が1996年9月に発効させた環境に関する国際規格のひとつ。環境マネジメントシステムを経営システムの中に取り入れていることを意味し、環境に配慮した経営を自主的に行っている証明になる。
アドプト・プログラム	地域住民や企業等が、道路や河川などの公共物の一定区間を自分たちの養子（Adopt=養子にする）とみなし、定期的に清掃等を行う制度。
命育むふるさとの川創成プログラム事業	地域において、川の水質を向上させる活動の中心となるリーダーを養成したり、川の水質の状況などをわかりやすく記載した水環境マップを作成する事業。
エコアクション21	環境マネジメントシステムのひとつ。中小事業者でも自主的積極的な環境配慮に対する取組が展開でき、かつその取組結果を「環境活動レポート」として取りまとめて公表できるように工夫されている。
NPO	民間非営利団体(Non-Profit Organization)の略。保健・医療・福祉、環境等の様々な分野で、社会的・公益的な活動を組織的・継続的に行う組織のこと。
学社融合コーディネーター養成講座	学社融合とは、子どもたちの「生きる力」を学校教育と社会教育が一体となって育成しようという考え方・方法であり、そのために学校と地域をつなぐコーディネーターを養成する事業。
学校版環境ISO	ISO14001などの環境規格を参考に、子どもたちが自ら目標を立て成果をチェックする方法で、学校全体でごみの減量やリサイクル、省エネルギーなどに継続的に取り組む活動を推進するもの。
環境アセスメント	環境に著しい影響を及ぼす恐れのある行為について、事前に環境への影響を十分調査、予測、評価して、その結果を公表して地域住民等の関係者の意見を聞き、環境配慮を行う手続の総称。
環境アドバイザー	環境に関する講演会、研修会、学習会等の講師・指導者として、徳島県が依頼した環境の専門家。
環境カウンセラー	環境保全に関する専門的知識や経験をもとに、市民や民間団体、事業者などの環境保全活動に対する助言等を行う人材のこと。環境省が登録している。
環境首都とくしま憲章	環境首都実現のための県民等の行動指針、行動規範であり、地球温暖化ストップ、ごみゼロの社会などの５つを合言葉に、節電、節水など、２１の取り組みを呼びかけるもの。
環境マネジメントシステム	自ら環境方針を設定し、計画をたて(Plan)、それを実行し(Do)、点検し(Check)、見直す(Action)という一連の取組(PDCAサイクル)に継続的に取り組むことで、環境への負荷の低減に取り組む仕組みのこと。
企業の社会的責任(CSR)	企業は自社の利益や経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー(利害関係者)全体の利益を考えて行動すべきだという考え方。環境保全だけでなく法令の遵守や人権擁護、消費者保護などの分野も含まれる。
京都議定書	1997年12月に京都で開催された地球温暖化防止京都会議(COP3)で、先進各国が温室効果ガス排出量を削減するために、法的拘束力のある数値目標を定めた約束。
グラウンドワーク	県民、事業者、行政など地域を構成する主体が協力して行う身近な環境改善活動のこと。
最終処分場	廃棄物の最終処分(埋め立て処分)を行う場所。廃棄物は、リサイクル・リユース(再使用)される場合を除き、最終的には埋め立てか海洋投棄される。最終処分は埋め立てが原則とされている。
市町村廃棄物減量等推進員	地域においてごみの減量・リサイクルを推進するリーダー。「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第25条第2項の規定に基づいて、市町村長が委嘱する。
自然と共生	私たち人間も大きな生態系の一部であり、自然の恵みを受けて生命を保っており、人間と、大気･水･多様な生物等の「自然」とが、良好な関係を維持していく必要があるということ。
食農教育	子どもたちが、食料・農業についての学習や農業体験などを通じて、食べ物や食生活、食料を生産し供給する農業・農村に対する正しい理解を深めていく幅広い教育的活動。
水源かん養機能	地中に浸透した雨水を徐々に河川等へ流出させることにより、洪水や渇水を緩和し良質な水を育む機能。

用語	解説
総合的な学習の時間	自ら学び、考え、主体的に判断して問題解決を図る力を身につけることを目標に、小·中·高校の教育課程に創設された時間。環境など教科の枠を超えた横断的·総合的な課題について、体験的な学習や問題解決的な学習が行われている。
地球温暖化	大気中の温室効果ガスの濃度が高まることで、地球の気温が上昇すること。海水面の上昇、気候の変化、農業への影響など、生態系や人間社会に大きな影響を及ぼすといわれる。
地球温暖化防止活動推進員	各地域で地球温暖化を防止するための普及啓発活動などをする人。徳島県では地球温暖化対策推進法に基づき平成17年12月現在72名を知事が委嘱している。
中山間地域	農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせたもの。人口減少率や高齢者率、耕作放棄率が高く、農業を行うための条件が不利である地域が多い。
徳島エコカーライフ	運輸部門の温室効果ガスを削減するため、通勤にできるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を利用することや、毎月ゼロのつく日をノーカーディにすることなど、自動車の乗り方を見直す5つの取り組みを進める運動。
とくしま環境県民会議	環境保全活動に自ら取り組んでいくことを目的として、民間団体、事業者団体、行政、学識者などが連携して、平成12年1月に設立された組織。
徳島自然共生塾	身近な地域の自然環境を改善する活動を推進するボランティアのリーダーを養成するため、グラウンドワークや生態系、ビオトープなどについて学ぶ講義や現地研修などを行う講座。
徳島夏のエコスタイル	家庭や職場からの温室効果ガスを削減するため、適正冷房28℃とともに、6月から9月までの間、ノーネクタイ、ノー上着で仕事をすることを呼びかける運動。
ビオトープ	地域本来の野生生物が住み続けられる場所·空間をいう。学校や公園などに復元、創出されるものに限らず、保全された森林や農地、河川なども含む。
ビオトープ・アドバイザー	ビオトープに関する講演会、研修会、学習会等の講師·指導者として、徳島県が依頼したビオトープの専門家。
森の案内人養成事業	森林レクリエーションや森林学習、森林ボランティア活動などの指導ができる専門の知識と技術を持った人材。子供たちに森林の仕組みや働きを教えたり、森林づくりボランティアリーダーとして森林の育成作業を指導するなどしている。
吉野川交流推進会議	吉野川の良さを全国に情報発信するとともに、吉野川を通じた交流を推進するため、企業や住民団体、行政により組織された団体。アドプトプログラム吉野川などの事業を行っている。

(参考)徳島県環境学習推進方針に関する審議経過

平成16年11月18日	徳島県環境審議会総会 ・「徳島県環境教育･環境学習推進方針(仮称)のあり方」について諮問 ・方針の基本的な考え方を決定。
11月18日	環境政策部会(平成16年度第1回)を開催
12月17日	環境政策部会(同第2回)を開催 ・方針に重点的に盛り込む項目などについて審議
平成17年2月16日	環境政策部会(同第3回)を開催 ・方針で重点的に取りあげる環境分野を４分野に特定することとし、具体的な方針内容について審議
3月23日	環境政策部会(同第4回)を開催 ・重点４分野のうちの「ごみ」問題と「生き物」に関する環境学習について、参考人の意見を伺いながら、現状と課題や具体的に必要な環境学習などについて審議
4月25日	環境政策部会(平成17年度第1回)を開催 ・「ごみ」問題と「生き物」について、場づくり、人づくり、システムづくりの３つに整理をして審議
6月3日	環境政策部会(同第2回)を開催 ・重点４分野のうちの「水環境」と「太陽(エネルギー・地球温暖化)」、及び方針の枠組みについて審議 ・中間取りまとめ(素案)を作成するための小委員会の設置を決定
6月30日	中間取りまとめ(素案)を作成するための環境政策部会小委員会(第１回)を開催 ・中間取りまとめ(素案)について審議
7月21日	同小委員会(第２回)を開催 ・中間取りまとめ(素案)について審議
8月4日	環境政策部会(同第3回)を開催 ・小委員会で作成した中間取りまとめ(素案)について審議を行い、了承
8月30日	環境審議会総会(平成17年度第２回)を開催 ・中間取りまとめ(案)及びパブリックコメントの実施について審議
9月9日～30日	中間取りまとめ(案)についてパブリックコメントを実施
11月18日	環境政策部会(同第4回)を開催 ・パブリックコメントの対応及び答申案について審議を行い、了承

(参考)徳島県環境審議会委員名簿

[50音順、敬称略]

種類	氏名	職名	備考
1号委員	井口利枝子	とくしま自然観察の会世話人	
	池田早苗	徳島文理大学教授	環境政策部会委員
	池田隆行	とくしま地球環境倶楽部	環境政策部会委員
	石田方子	(社)徳島県薬剤師会常務理事	
	岩井博	徳島市立昭和小学校長	環境政策部会委員、小委員会委員
	岩崎正夫	徳島大学名誉教授	
	植田和俊	(社)徳島新聞社理事編集局長	
	樫本幸実	公募	環境政策部会委員
	鎌田磨人	徳島大学工学部助教授	環境政策部会委員、小委員会委員
	喜多知子	徳島文理大学教授	
	際田弘志	徳島大学薬学部教授	
	近藤光男	徳島大学大学院教授	環境政策部会部会長職務代理者
	近藤真紀	四国大学教授	環境政策部会委員
	桜井えつ	(社)徳島県医師会常任理事	環境政策部会委員
	佐藤征弥	徳島大学総合科学部助教授	
	篠崎佐千代	とくしまフォレストレディの会副会長	
	住村裕子	前徳島県漁協婦人部連合会会長	
	竹内久	徳島県獣医師会会長	環境政策部会委員
	近森憲助	鳴門教育大学助教授	環境政策部会委員、小委員会委員
	津川なち子	環境カウンセラー	
	寺戸恒夫	阿南工業高等専門学校名誉教授	
	唐渡義伯	徳島県農業青年クラブ連合協議会副会長	環境政策部会委員
	中央子	ＮＰＯ法人徳島県消費者協会常務理事	
	中村英雄	新町川を守る会理事長	環境政策部会委員
	沼子千弥	徳島大学総合科学部講師	
	濱口靖德	(社)徳島県猟友会会長	
	平山晃千	(社)徳島県建設業協会会長	
	藤岡幹恭	徳島文理大学総合政策学部長	環境政策部会部会長、小委員会委員
	藤田眞寛	前木頭森林組合代表理事組合長	
	藤村知己	姫路獨協大学大学院教授	環境政策部会委員
	松橋利江	公募	環境政策部会委員
	三好保	徳島大学名誉教授	
	本仲純子	徳島大学工学部教授	
	本久ミドリ	徳島商工会議所女性会会長	
	森逸子	日本野鳥の会徳島県支部役員	環境政策部会委員、小委員会委員
	山城弘司	(社)徳島県産業廃棄物処理協会会長	
	山根和美	連合徳島女性委員会委員	環境政策部会委員
	吉田フクエ	ＪＡ徳島女性組織協議会会長	
2号委員	島田泰子	阿南市助役(県市長会)	環境政策部会委員
	坂東忠之(※)	石井町長(県町村会会長)	環境政策部会委員
	合計	40人	

(※)～H17.3.31安友清(旧阿波町長)、H17.4.1～H17.6.12近藤和義(前日和佐町長)

■徳島県環境学習推進方針　～とくしま環境 学びプラン～

編集・発行

徳島県県民環境部環境局環境企画課

〒770-8570　徳島市万代町1丁目1番地

TEL　088-621-2209

FAX　088-621-2845

ホームページ　http://ourtokushima.net/kankyo/